

## 総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月20日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 濑戸内市役所 3階 会議室

3. 農業委員 11名中7名出席し、その氏名は次のとおり

尾上 昭則	出射 實	宮本 英美	宇津木 康文
石黒 五月	藤原 和正	久山 英之	
欠席委員			
太田 修	由喜門 尊	藤原 由果	大森 茂利

4. 農地利用最適化推進委員

松本 英樹	山崎 徹	岡崎 浩	山内 桂三
小西 健文	大森 幹男	福池 正美	時岡 加卓
大森 文生	時岡 加卓		
欠席委員			
高田 和之	時 實乙 伊	佐藤 辰也	

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔  
事務局 藤原 将也  
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進  
計画(案)について

その他

事務局	開会を宣言する（午前9時30分） これより令和7年度瀬戸内市農業委員会、第2回の総会を始めます。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。
議長（会長）	（挨拶） 皆様の適正な審査、よろしくお願いします。
事務局	ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち7名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 太田 修 委員、由喜門 尊 委員、藤原 由果 委員、大森 茂利 委員、高田 和之 委員、時實 乙伊 委員、佐藤 辰也 委員から欠席届が出ていることを報告します。 それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願いします。
議長	それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に久山 英之 委員、出射 實 委員よろしくお願いします。 まず、第1号議案、農地法第3条許可申請についてですが、議案番号6番について、除斥がありますので、先に審議及び採決をいたします。議案番号6番は農業委員の宇津木委員が関係者となっておりますので、審議及び採決の間、除斥を願います。それでは宇津木委員、一旦退室をお願いします。

宇津木委員：一時退出

では、6番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請、6番案件についてです。

## 【6番案件】

譲受人「邑久町尾張1419番地2 株式会社 宇津木ファーム 代表取締役 宇津木 康文 農業」。

農地の所在 2 筆 「邑久町尾張■■■」。面積 「878m<sup>2</sup>」。

「邑久町尾張 ■ ■ ■ | 。面積「944m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 822 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「500m」。耕作面積「472, 731 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数は「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、山崎委員より説明をお願いします。

山 崎 委 員 謙受人と譲渡人は遠い親戚関係で今回売買にて話がまとました。問題ありません。

議 長 以上で6番案件の説明が終わりましたが、この件について農業委員及び推進委員の方、何かご意見、ご質問などはございませんか。

(意見なし)

それでは、無いようですので採決に移らせていただきます。

第1号議案 農地法第3条許可申請について、6番の案件を許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので許可と決定いたします。

ここで、宇津木委員の除斥を解きます。それでは、1番案件から5番案件及び7番案件から22番案件について、事務局から説明願います。

事 務 局 それでは、議案資料の1項目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてです。

#### 【1番案件】

譲受人「██」。

譲渡人「██」。

農地の所在地「牛窓町鹿忍██████」。登記、現況地目はいずれも「畠」。面積「970m<sup>2</sup>」。農地までの距離「300m」。耕作面積「49,404m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

#### 【2番案件】

譲受人「██」。

譲渡人「██」。

農地の所在地「牛窓町鹿忍██████」。登記、現況地目はいずれも「畠」。面積「166m<sup>2</sup>」。農地までの距離「5m」。耕作面積「0m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

#### 【3番案件】

譲受人「██」。

譲渡人「██」。

農地の所在地「牛窓町長浜■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「770m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1,000m」。耕作面積「71,187m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

## 【4番案件】

讓受人「牛窓町鹿忍 5351-2 株式会社 高田農園 代表取締役  
高田 和之 農業」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「牛窓町長浜■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「988m<sup>2</sup>」。農地までの距離「3,000m」。耕作面積「50,146.78m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「8名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

## 【5番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 2 筆 「牛窓町長浜 ■ ■ ■ 」。面積 「1, 301 m<sup>2</sup>」。

「邑久町本庄■■■」。面積「1, 754m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3, 055m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1, 500m」。耕作面積「24, 857.34m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

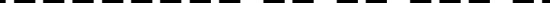
## 【7番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「邑久町尾張■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「2, 777 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1, 000 m」。耕作面積「221, 286. 38 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「4名」。所得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

### 【8番案件】

讓受人「」。

讓渡人「」。

農地の所在 3 筆 「邑久町福元■■■」。面積 「1, 015 m<sup>2</sup>」。

「長船町福元■■■」。面積「2, 281m<sup>2</sup>」。

「長船町福元■■■」。面積「501m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目「田」。または「畑」。面積「3, 797m<sup>2</sup>」。農地までの距離「4, 000m」。耕作面積「437, 921m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数は「3名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

## 【9番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在2筆「邑久町大富■■■」。面積「1, 043m<sup>2</sup>」。

「邑久町大富■■■」。面積「1, 055m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「2, 098 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「550m」。耕作面積「437, 921 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

## 【10番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 10 筆「邑久町尻海 ■ ■ ■ 」。面積「97 m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海■■■」。面積「56m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海■■■」。面積「208m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海 ■ ■ ■ 」。面積「122m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海 ■ ■ ■ 」。面積「331m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海 ■ ■ ■ 」。面積「192m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海■■■」。面積「1, 188m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海■■■」。面積「169m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海■■■」。面積「206m<sup>2</sup>」。

「邑久町尻海■■■」。面積「97m<sup>2</sup>」。

ずれも「畠」。面積「2, 666 m<sup>2</sup>」。農

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「2, 666 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1, 000 m」。耕作面積「0 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「4名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

## 【11番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 11筆「邑久町福谷■■■」。面積「466m<sup>2</sup>」。

「邑久町虫明■■■」。面積「128m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「147m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「34m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「209m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「349m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「51m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「35m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「307m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「124m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「216m<sup>2</sup>」。  
「邑久町虫明■■■」。面積「388m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目「田」。「畑」。または「樹園地」。面積  
「2, 454m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1, 000m」。耕作面積  
「14, 165m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「7名」。取得理由  
は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。  
なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

#### 【12番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代  
表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在3筆「長船町東須恵■■■」。面積「1, 293m<sup>2</sup>」。  
「長船町東須恵■■■」。面積「935m<sup>2</sup>」。  
「長船町東須恵■■■」。面積「638m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「2, 866m<sup>2</sup>」。農地までの距  
離「29, 700m」。耕作面積「817, 221m<sup>2</sup>」。耕作者数は  
「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要  
望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり  
■ ■となっております。

#### 【13番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代  
表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「長船町東須恵■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。  
面積「842m<sup>2</sup>」。農地までの距離「29, 800m」。耕作面積「8  
17, 221m<sup>2</sup>」。耕作者数は「27名」。取得理由は「増反」による  
もの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転  
によるもので10aあたり■ ■となっております。

#### 【14番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 2 筆 「長船町東須恵 ■ ■ ■ 」。面積 「368 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵■■■」。面積「989m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 357 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「29, 700 m」。耕作面積「817, 221 m<sup>2</sup>」。耕作者数は「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり  
■ ■となっております。

### 【15番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

1

農地の所在地「長船町東須恵■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「608m<sup>2</sup>」。農地までの距離「29,700m」。耕作面積「817,221m<sup>2</sup>」。耕作者数は「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

### 【16番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「307m<sup>2</sup>」。農地までの距離「20m」。耕作面積

「0 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

【17番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□□□□□□□」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「913m<sup>2</sup>」。農地までの距離「300m」。耕作面積

「23, 303m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

### 【18番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「344m<sup>2</sup>」。農地までの距離「500m」。耕作面積

「6, 630m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

## 【19番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「1, 019m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上■■■」。面積「671m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 690 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「30, 900 m」。耕作面積「817, 221 m<sup>2</sup>」。耕作者数は

「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり  
■ ■ となっております。

## 【20番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」登記、現況地目いずれも「田」。面積「937m<sup>2</sup>」。農地までの距離「30, 400m」。耕作面積「817, 221m<sup>2</sup>」。耕作者数は「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

## 【21番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」登記、現況地目いずれも「田」。面積「504m<sup>2</sup>」。農地までの距離「29,900m」。耕作面積「817,221m<sup>2</sup>」。耕作者数は「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

## 【22番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」登記、現況地目いずれも「田」。面積「301m<sup>2</sup>」。農地までの距離「29,900m」。耕作面積「817,221m<sup>2</sup>」。耕作者数は「27名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松 本 委 員 1番案件について、この農地は現在も譲受人が耕作されて、譲渡人は今後耕作される予定がないので、話がまとまったようです。特に問題ありません。

議長 続きまして、2番案件について、高田委員が欠席のため事務局説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、譲受人が移住先を探していたところ牛窓町へ移住されることになりました。移住先につきましては、今回申請地にある住所のすぐ南側にこの譲渡人が元々持たれていた宅地があり、そこに移住されることとなっております。そして、この譲受人が持っている農地も合わせて取得して、家庭菜園をして畑をされるということです。特に問題ないと考えます。

議長 続きまして、3番案件から5番案件について、時実委員ですが、欠席のため事務局より説明をお願いします。そして、5番案件については正富委員も関係がありますので、正富委員も説明をお願いします。

事務局 引き続き事務局のほうが変わって説明させていただきます。まずは3番案件に関しては、この度譲受人と譲渡人の間で、農地の売買の話がまとめたものです。譲受人はすでに耕作面積が約7町とかなり大きくされている方で、元々ここは自作地ではあったのですが、この度双方の話し合いにより、話がまとめたものとなっております。特に問題ないと考えております。次に4番案件ですが、元々自作地ではあるのですが、この度、譲受人が譲渡人と話がまとまって、売買にいたるもので特に問題ないと考えています。そして5番案件ですが、牛窓町長浜の農地につきましては、譲受人がすでに使用貸借で譲渡人から借りて耕作しており、この借入地の取得として売買にいたるもので、特に問題ないと考えております。

議長 続きまして、5番案件の本庄分について、正富委員より説明をお願いします。

正富委員 5番案件について、事務局からお話をあった通りなのですが、譲渡人の生活拠点が岡山市内ということで、作ってもらっているので、購入して

- もらえないかというお話があり、譲受人も耕作面積が大きいほうで、真面目に作られている方なので、問題ないと思います。
- 議長 続きまして、7番案件について、山崎委員より説明をお願いします。
- 山崎委員 7番案件について説明します。譲渡人は20年くらい前から譲渡人に耕作してもらっているそうです。市外で、農機具もなく、この際、耕作をしてもらっている譲受人と話がまとまつたようです。今まで通りなので特に問題ないと思います。
- 議長 続きまして、8番案件について佐藤委員ですが欠席のため事務局より説明をお願いします。
- 事務局 8番案件について、譲受人のご実家が元々邑久町福元で、農業の拠点もこの福元にございます。すでに耕作面積43町ほどされていまして、この農地につきましては賃貸借で現在借りて、耕作をされている農地になります。この度、譲渡人と売買の話がまとまって、借入地の取得に至るもので特に問題ないと考えております。
- 議長 続きまして、9番案件について岡崎委員より説明をお願いします。
- 岡崎委員 9番案件ですが、先程言わわれたように譲受人はたくさん農地を作られておりまして、この譲受人も十数年前から耕作されております。以前より農地を買ってほしいとお話されていたとのことで、この度、話がまとまりました。問題ありません。
- 議長 続きまして、10番案件について山内委員より説明をお願いします。
- 山内委員 10番案件について説明します。譲渡人は県外にお住まいで、邑久町尻海にある実家を管理するため年に数回、こちらに戻られておりましたが、高齢となり実家の管理が難しくなったことから、実家を処分するため瀬戸内市の空き家バンクに登録されていました。この登録情報が移住先を探していた譲受人の目に留まり、下見をしてこの空き家が気に入ったことから購入することになり、合わせて譲渡人所有の農地も取得するものです。家庭菜園として活用されるそうで問題はないと思います。
- 議長 続きまして、11番案件について小西委員より説明をお願いします。
- 小西委員 11番案件につきまして、ご説明させていただきます。譲渡人は高齢となりまして、息子さんも市外に出られて、もう農業はされないということで、譲渡人が所有している農地のなかで、畑を譲渡人がお隣で畑を所有されているということもあります。譲渡人から譲受人へお世話をしてももらえないでしょうかと話をしまして、この度田も含めて譲渡の話がまとつたということで、譲渡人も地元にお住まいで、年齢的にも48歳ということで今後耕作のほうも期待ができるから問題はないと思います。
- 議長 続きまして、12番案件から15番案件について大森委員より説明をお願いします。

- 大森 委員 12番案件から15番案件の譲受人は株式会社彩の神でございます。営農型太陽光発電の事業者でございます。12番案件の譲渡人はお父様が亡くなられてから、農業をしたこと�이ありません。今も管理ができないので話がまとまりました。13番案件の譲渡人も農業しておられません。管理もなかなか届かないということで、話がまとまったようです。
- 14番案件ですが、譲渡人が高齢でございます。息子さんもおられます  
が、百姓されておりません。ここの田んぼも荒れ地になっておりますので、売ることに決めました。15番案件の譲渡人は市外で生活しておりますが、実家は長船町東須恵です。なかなか管理できないということで、話がまとまりました。それから、12番から15番の案件については隣地の承諾も得られておりますので問題はないと思います。
- 議長 続きまして、16番案件から22番案件について時岡委員より説明お願  
いします。
- 時岡 委員 16番案件ですが、譲受人はすでに譲渡人の田んぼを家庭菜園されておりました。もう少し広げたいということで、譲渡人と話はまとまりました。17番案件ですが、譲受人が一部田んぼを売買して、田んぼが少なくなったということで、それに代わる田を探していたところ、譲渡人の田んぼがいいよということで話がまとまりました。18番案件ですが、譲受人がこの田んぼの周りを管理しているのですが、土地をどうにかしたいということで、相談したところ今年の3月の総会において売ってもいいという話が出て、まとまりました。19番案件から22番案件は売りたいという皆様の意向があまして、今回譲渡人に売るということで話がまとまったようです。
- 議長 それでは、第1号議案につきまして、1番案件から5番案件、7番案件から22番案件まで何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から5番案件、7番案件から22番案件まで可決に賛成の方は举手をお願いします。

(賛成者举手)

- 議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
- 続きまして、第2号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案資料、4頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画  
(案) 議案書をもとに説明】

議長 以上、事務局からの説明を終わります。  
ただいまの第2号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

事務局 ご意見ないようですので、第2号議案につきまして、承認とします。  
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。  
今後の総会の予定について、令和7年度6月の通常総会は、6月12日木曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホールで開催予定です。  
7月の通常総会は、7月15日火曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホールで開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。  
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度5月の総会を閉会します。  
ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年5月20日

議長 藤原和正

署名委員 久山英之

署名委員 出射實